

平成27年度 障害者施策推進協議会 委員質問・意見一覧

番号	委員名	資料番号	ページ	意見・質問	担当課・班回答	担当課	班	議事録P
1	勝本委員	資料1	P2	職員等への啓発 <p>取組みの中で①市職員を対象とした研修会の実施②新規採用職員や異動者に対する講義及び夏休み支援事業への参加…とあるが、熊本県では毎年、新規採用職員(すべての部署)の障がい者福祉施設等への体験研修が実施されている。 熊本市ではそのような取組みの予定は?新規採用職員すべては諸状況から困難でも、せめて関係部局配属の新規採用職員や関係部局異動者の障がい者施設への体験研修を行うことで、障がい者への理解の促進と、より障がい者施設の支援の実際や状況の把握が行われ、結果として障がい施策への反映が期待できると考えるが如何か?</p>	<p>【障がい保健福祉課】 障がい者施設等への体験研修は実施していないが、同様の研修として、新規採用職員全員と新たに健康福祉子ども局に異動してきた全職員を対象に、夏休みの障がい児・家族支援事業(通称:サマーほっとクラブ)に参加する体験型研修を行っている。 体験型研修前には、障がい者に対する理解や認識を深め、障がい特性や配慮の方法を学ぶことを目的に障がい者サポーター研修会を実施している。</p> <p>【人材育成センター】 新規採用職員の採用時研修では、障がいのある方と高齢者の立場になって考え、気持ちを理解し、サポート方法を学ぶことを目的とした講演と疑似体験を行っている。 具体的には、熊本市社会福祉協議会や発達障がい者支援センターみなわの協力のもと、以下の内容を実施している。 ①アイマスクを使用した視覚障がい者疑似体験 ②車椅子を使用した下肢障がい者疑似体験 ③疑似体験装具を使用した高齢者疑似体験 ④視覚障がいのある方が、自己の体験を通じ、窓口等での対応や気づきについて直接話を聞く講演 ⑤発達障がいへの理解に関する講演</p>	障がい保健福祉課 (人材育成センター)	地域生活支援班	なし
2	勝本委員	資料1	P3	市民協働モデル事業 <p>障がい者商品コンクールにおいて障がい者サポーターを巻き込んで商品審査を行い、市民への理解促進に資することが出来たと評価されていたが、「市民協働」という観点からは、商品コンクール一つをとっても十分とはいえないと思う。 まず、商品審査(一次審査)の方法に工夫や改善が必要(一般市民の応募商品への認識ができていない)であるし、ウェルパルで行われた公開プレゼンテーション(審査)も一般市民の参加はほとんどなかったと記憶している。「市民協働」という観点からは、さらなる効果的で具体的な取り組みが必要ではないだろうか。</p>	<p>障がい者施設の商品力向上を目的に、H25年度にNPO法人との協働事業として企画、開始したのが商品コンクールである(H26以降は、市主催事業として継続)。 初年度は専門家のみが審査したが、H26年度には市民へのPRも兼ねて障がい者サポーターに審査に加わっていただいた。 H27年度は、サポーターにとどまらず、多くの市民に障がい者施策に関心を持ってもらおうと市民による人気投票を導入し、400名を超える方に投票いただいているが、御指摘のとおり、一次審査の方法には改善が必要な点などもあったため、次回開催にあたっては、市民の関心を一層高め、出品した事業所へ参加するメリットを提供することができるよう、コンクールの実施方法や審査方法、その後の支援策を検討中である。</p>	障がい保健福祉課	企画調整班	なし

番号	委員名	資料番号	ページ	意見・質問	担当課・班回答	担当課	班	議事録P
3	丸住委員	資料1	P7	<p>権利保護に対する支援(成年後見制度)</p> <p>熊本市において身寄りのない方の成年後見制度の利用を支援するために市長申立てにご尽力されていると認識している。ただ、事業対象を市長申立てに限定せず、資力のない方が利用できるような報酬助成の拡充をお願いしたい。</p> <p>現在、資力のない方が成年後見制度を利用する場合、市長申立てではない場合には、後見人が無報酬で活動をしている実態がある。また、申立てに協力的な親族がいたとしても、その親族が申立ての費用を負担する経済的余裕がなく、後見の申立てができないということも多くなっている。</p> <p>後見制度の利用が急増する中、本人に資力がない場合も増え、親族や後見人が個人で負担を背負うことも限界を迎えつつある。</p> <p>熊本県内においても、10箇所を超える市町村が事業の対象を市長申立てに限定していないことから、熊本市においても前向きに検討をしていただきたい。</p>	<p>成年後見制度を必要とする認知症高齢者、精神障がい者等は、将来ますます増加していくことが予想される。判断能力が十分でなくなり、制度が必要となった方が安心して利用できるよう、助成制度も含め、よりよい制度を目指して熊本市社会福祉協議会に設置している専門家等で組織している運営委員会等で意見を聞くなど検討していく。</p>	障がい保健福祉課	地域生活支援班	なし
4	井上委員	資料1	P11	<p>早期発見・適切な対応</p> <p>がん検診の受診率は、市民全体の受診率かそれとも障がい者の受診率か。感覚的には、障がい者の受診率は全体のそれよりも低いと考えるが。</p>	<p>がん検診の受診率は、市民全体の受診率である。障がいがある方の受診率は把握していない。</p>	健康づくり推進課		なし
5	宮田委員	資料1	P13 P18	<p>社会的ひきこもりへの対策 学習機会の提供</p> <p>精神障がい者について、当事者が体験談を自ら語る活動を推進し、施策の中にもっと反映させていきたい。</p>	<p>精神保健福祉審議会等において、当事者及び家族にも委員として参画いただいております。ここでの意見を踏まえ、施策を実施している。</p> <p>また、ピアサポーターによる体験談等を活用して地域移行にも取り組んでおり、更なる活用を推進したい。</p>	障がい保健福祉課	精神保健福祉室	P8
6	井上委員	資料1	P15	<p>地域における避難支援体制づくり</p> <p>個別の避難支援計画の前提となる「災害時要援護者避難支援制度」の登録について、登録しようにもそれに関する情報が視覚障がい者には伝わらなかったという声を聞いた。情報バリアフリーという観点から必要な情報が確実に伝わるよう配慮してほしい。</p>	<p>「災害時要援護者避難支援制度」の登録については、視覚障がい者の点字対応者の方に対して、平成27年3月に点字による登録勧奨案内をさせていただいたところである。今後も必要な情報に対して、発信できるよう対応を心がけたい。</p>	健康福祉政策課		なし

番号	委員名	資料番号	ページ	意見・質問		担当課・班回答	担当課	班	議事録P
7	中山委員	資料1	P18	教育関係者への理解啓発の推進	教職員向けだけでなく、PTAに対する理解啓発にも力を入れていただきたい。	ふれあい出前講座では、熊本市等の職員を無料で講師として派遣し、業務の取り組みや、障がいへのサポート方法をわかりやすく解説する講座を開催している。毎年PTA協議会に対しては、一人でも多くの受講に繋がるよう、出前講座の広報を行っている。	生涯学習推進課		P7
8	丸住委員	資料1	P19	公共機関での障がい者雇用の促進	合理的配慮の提供として、熊本市でも点字試験を実施すべきであると考えますが、点字試験の実施は検討しないのか。	平成27年度から消防職を除く全職種において、点字による受験を可能としている。平成27年度においては、身体障がい者を対象とする採用選考試験申込みの際に点字受験の希望があったため実施した。 また、音声読み上げ機材の使用についての要望もあったため、点字試験の際の補助的機材として使用した。	人事委員会事務局	任用班	なし
9	中山委員	資料1	P19	障がい者雇用事業所	工事等入札参加資格審査申請の際に、障がい者を雇用している事業所に対し優遇がある。これはいわゆる法定雇用率に入る障がい者のことか。 今後手帳を持たない障がい者も雇用枠として見ていただけなのか。(発達障がいや難病患者などは助成金があり、カウントできる環境はある)	入札参加資格審査において、審査数値を加算しているのは法定雇用率に入る障がい者のことである。なお、障がい者雇用状況の報告義務がない事業所については、1人以上障がい者を雇用していれば加算を行う扱いとしている。 現在のところ、手帳を持たない障がい者については、加算対象とする予定はない。	契約検査総室		P7
10	勝本委員	資料1	P20	就労継続支援事業(A型・雇成型)	A型利用については、福祉計画を大きく上回っており、同時に事業所の指定も多数行われており、数量的な評価はできるものの、A型事業所の質の担保をどう図っていくのか、質的評価の仕組みを熊本市の具体的施策として組み立てる必要がある。 全国的にもA型事業所の数では上位にあり、他県や他の政令市等からもその質の担保に関する施策への注目度・関心度は高いのではないかとと思われる。	全国的に、A型事業所について「収益の上がらない仕事しか提供していない」や、「長く働きたいという利用者の意向にかかわらず、全ての利用者の労働時間を一律に短時間としている」等の不適切な事例が見られ、このことは本市においても同様である。実地指導等において、このような事例に当たらないか確認を行い、指導に注力したいと考える。	障がい保健福祉課	自立支援班	なし

番号	委員名	資料番号	ページ	意見・質問		担当課・班回答	担当課	班	議事録P
11	宮田委員	資料1	P22	熊本市優待証(さくらカード)の交付	おでかけパス券の廃止は、障害者権利条約や障害者差別解消法に抵触する恐れがある。存続の方向で再考していただきたい。	<p>「おでかけパス券」は、平成16年のさくらカードの有料化に伴いプリペイドカード式の「おでかけ乗車券」を導入。障がいのある方は5000円分「おでかけ乗車券」を1割の500円で購入、利用していただく制度。</p> <p>制度開始後の利用者アンケートの結果、カードリーダーに「おでかけ乗車券」を通すことが困難であるという意見を受けて、平成17年10月より乗務員へ見せるだけで乗降できる「おでかけパス券」の制度を導入。</p> <p>平成28年3月からICカードのバス・電車相互利用開始に伴い、プリペイドカードの利用が廃止になることから今年度末でバス・電車での「おでかけ乗車券」の利用も出来なくなり、その代替策として利用運賃の1割で乗車できる「おでかけICカード」を導入。</p> <p>「おでかけパス券」についても、カードリーダーに通せない障がいのある方のために開始した制度であることから、「おでかけ乗車券」の廃止に伴い同じく廃止し、「おでかけICカード」を利用いただくもの。</p> <p>現在、「おでかけICカード」の利用説明会を開催しているところであり、多くの意見、要望をいただいている。その意見や要望を交通事業者と協議しながら、障がいのある方がスムーズな利用ができるよう努めてまいりたい。</p>	障がい保健福祉課	総務班	P7
12	熊川委員	資料2	P3	福祉施設から一般就労への移行	平成26年度実績では、就労継続支援A型の利用者数がB型を上回った。このバランスについて市としてどう捉えていて、第4期計画にも踏み込んで何か対応を検討されているか。	<p>第3期計画においては、国の指針に基づき、就労継続支援利用者のうちA型の利用者を35.6%以上とすることを目標と設定していたが、数量的にはこの目標を上回った。もっとも、全国的にも検討されているとおり、収益性のある事業を行えているか、利用者の意向や能力等を踏まえた支援が行えているか等の質の面について疑問のある事業所もみられることから、今後も指導に注力したいと考える。</p> <p>第4期計画策定にあたっては、A型を利用する者がB型へ移行する等のニーズがあること等を踏まえ、過去の実績に基づく見込み量に一定量の留保を加えた数をB型の利用量として見込んでいる。</p>	障がい保健福祉課	自立支援班	P4
13	宮田委員	資料2	P3	福祉施設から一般就労への移行	就労継続支援A型からB型への転換を希望している事業所の指定の遅れの理由は何か。そのようなことが今後起きないようにお願いしたい。	<p>就労継続支援B型事業所については、障がい福祉計画のサービス見込量に基づく総量規制の枠の中で指定を行っている。</p> <p>次期障がい福祉計画におけるサービス見込量の算出にあたっては、より利用者のニーズを反映したものとなるよう、引き続き努めていく。</p>	障がい保健福祉課	自立支援班	P5

番号	委員名	資料番号	ページ	意見・質問	担当課・班回答	担当課	班	議事録P	
14	熊川委員	資料2	P16	相談支援	<p>平成29年度の計画相談見込量は1,537人となっているが、今の相談支援事業所の増え方から考えるとかなり厳しいと考える。 今後、熊本市としてどのような対応をとっていかれるのか。</p>	<p>現状については理解している。相談支援事業所の新規指定の勧奨も行っており、少しずつ増えてはきているものの、サービス利用者の人数も大幅に増えてきている。今後は、セルフプランの導入も含めた対応方針について、相談支援部会と協議して進めていきたい。</p>	障がい保健福祉課	自立支援班	P5
15	宮田委員	資料2	P16	相談支援	<p>計画相談支援事業所と一般相談支援事業所との住み分けや連携が全く見えない。一般相談支援の活用について意見を出し合う場を設定するなど、連携の実務の具体化を図る必要があるのではないか。</p>	<p><一般相談支援事業所＝地域移行・地域定着支援事業所の場合></p> <p>計画相談を行う特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所は、障害福祉サービス等を利用する者のサービス等利用計画を作成し、支援を行っていくもの。 一般相談支援事業所は、入所者や精神科病院の入院患者等が地域生活に移行するための相談支援等を行う「地域移行支援」及び、単身等で生活する障がい者と常時の連絡体制を確保し相談支援等を行う「地域定着支援」を提供するもの。 各支援が必要な方については、それぞれ申請していただくようお願いしたい。 月に一度の相談支援部会において、今後も事業所間の情報共有や連携を図っていきたい。</p>	障がい保健福祉課	自立支援班	P5
					<p><一般相談支援事業所＝委託相談支援事業所の場合></p> <p>委託相談支援事業所は区内での相談支援の充実に向けた円滑な連絡協力体制の確立を目的として、区毎のネットワーク会議を年数回開催しているところ。構成員は、委託相談支援事業所、区役所、指定相談支援事業所を基本とし、必要に応じて障害福祉サービス事業者ほか関係機関が参加している。各区の実情や課題に応じて、事例検討や社会資源情報の収集、研修等を行っている。</p> <p>業務の住み分けに関して、委託相談支援事業所が受けうる相談も指定相談支援事業所が受けているということだが、指定特定相談支援事業所の役割は計画相談支援と基本相談支援の提供であることから、障害福祉サービスの利用に限らず、広く相談に応じていただきたい。 ただし、委託相談支援事業所では、担当区域内の指定相談支援事業者への後方支援を実施しており、困難ケースへの助言や介入等を行っているところ。指定相談支援事業所だけでは解決が難しいケース等への協力を行っているので、個別にご相談いただきたい。</p>	企画調整班			

番号	委員名	資料番号	ページ	意見・質問		担当課・班回答	担当課	班	議事録P
16	中山委員	資料2	P16	相談支援	<p>今後、高齢障がい者へのサービスも検討材料になってくると考える。次の計画策定の際にぜひ織り込んでいただきたい。</p>	<p>要介護認定が非該当となった方や要介護認定があっても介護保険では必要なサービス量に足りない方には介護給付費等を支給する取扱いを行っている。 厚生労働省が行った障害者総合支援法施行3年後の見直しにおいて、相談支援専門員と介護支援専門員との連携を推進するための方策を講じることが報告書に取りまとめられており、今後の具体的な検討を注視したい。その上で、次期障がい福祉計画策定時には高齢障がい者へのサービス提供について計画に織り込むことを検討したい。</p>	障がい保健福祉課	自立支援班	P7
17	勝本委員	その他		協議会の進行について	<p>当日は「熊本市障がい者プラン及び熊本市障がい福祉計画の進捗状況」の説明に時間の大部分が割かれており、その後の質疑応答や意見交換の時間が取れない状況。 また、20人もの委員が出席しているにも関わらず、時間的に一部の委員の発言となっている。委員へは事前に資料が配布されているため、各自内容を確認し、意見や疑義のある委員は、あらかじめメールやFAXで担当課に送るなどのやり方はできないか。 協議会の進行方法を一度、ご検討いただけないか。</p>	<p>協議会の進行については、その時の議題の内容に応じて決定しているところである。 今後は、必要に応じて事前の意見聴取も検討していきたい。</p>	障がい保健福祉課	企画調整班	なし